

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和4年12月7日

選挙管理委員会委員の退職及び補欠について

令和4年12月6日、選挙管理委員会の山根隆治委員から一身上の都合により退職願が提出され、同日付けでこれを承認しました。

このことに伴い、本日付けで、地方自治法第182条第3項に基づき下記のとおり委員の補欠を行いましたので、お知らせします。

記

1 補欠された委員の氏名（ふりがな）
満木 祐子（みつぎ ゆうこ）

2 職業
弁護士

3 党派
無所属

4 任期
補欠された委員の任期は、前任者の残任期間（令和6年3月28日まで）となる（地方自治法第183条第2項）。

【参考】

1 委員の補欠について
委員中に欠員があるときは、委員長は補充員の中から補欠する（地方自治法第182条第3項）。

2 埼玉県選挙管理委員会（令和4年12月7日現在）

（職 名）	（氏 名）	（党 派）
委員長	岡田 昭文	無 所 属
委員長代理	山下 勝矢	自由民主党
委員	福永 信之	公 明 党
委員	満木 祐子	無 所 属